

核物質防護措置に係る審査基準の制定について

平成30年11月5日
原子力規制庁

1. 経緯

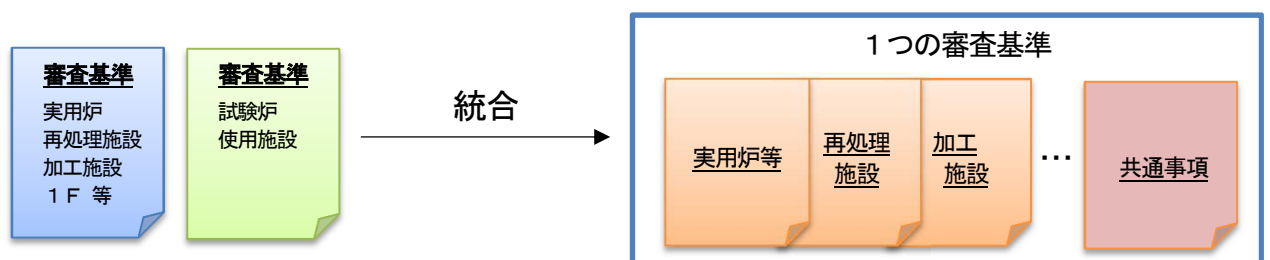
原子炉等規制法第43条の3の27第1項等に規定する核物質防護規定の変更認可については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」（原規法発第1306193号、平成25年6月19日原子力規制委員会決定）に基づく核物質防護措置に係る審査基準（以下「審査基準」という。）を用いて審査を行っている。

これまで、審査基準については、原子力安全・保安院が所管していた施設（実用発電用原子炉施設、再処理施設等）に係るもの及び文部科学省が所管していた施設（試験研究用等原子炉施設、使用施設）に係るものという2種類を原子力規制委員会発足後も引き続き使用してきたが、これらを統合する形で新たに制定するとともに、従来の基準の一部を見直すこととしたい。

2. 概要

(1) 審査基準の統合

原則として原子力施設の種別ごとに分けるほか、全ての原子力施設に共通して適用する事項をまとめる形で統合する。



(2) 基準の一部見直し

I A E A核セキュリティシリーズ文書の反映、基準の明確化等を行う。